

福岡県からのお知らせです

自動車税納税通知書

自動車税の納税は 5月31日(水)までに

自動車税の納税通知書は、5月初めに発送しています。

- 自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（ローン購入の場合は使用者）に1年分課税される県税です。教育や福祉など県の行政サービスを行うための貴重な財源となっています。

自動車税の納付方法について

県税事務所、銀行、郵便局等で納付ができるほか、下記の簡単・便利な納付方法もあります。詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

コンビニ納付



納税通知書をコンビニに持参するだけ。手数料は不要です。



クレジット納付



ご自宅のパソコンや携帯電話から、クレジットカードで納税できます。手数料(324円)が必要です。



口座振替



平成30年2月末日までに申込書を金融機関に提出していただければ、来年度から口座振替をご利用いただけます。手数料は不要です。

※今年度振替分の受付は終了しています。

- 納期限は法令で定められています。納期限を過ぎると滞納となります。滞納になると、延滞金が加算され、財産の差押えなどの滞納処分を行います。また、督促状等の発送にかかる費用など、本来不要な経費（平成28年度は約2,900万円）もかかります。

自動車税の税額は、自動車の車種、用途や排気量によって定められています。詳しくは、管轄の県税事務所にお問い合わせいただくか、福岡県のホームページをご覧ください。

福岡県 自動車税

検索



福岡県
ホームページ

ご家族、ご友人にもお声かけをお願いします。